

刑事訴訟法の改正

—公判前整理手続と証拠開示—

会員
竹之内 明

5月21日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(裁判員法)とともに、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(改正刑訴法)が成立し、5月28日、公布された。

今回の刑訴法改正は、

- ①公判前整理手続の創設
- ②証拠開示の拡充
- ③被疑者に対する国選弁護人制度の導入
- ④検察審査会の一定の議決に基づき公訴が提起される制度の導入

など多岐にわたっている。

③は2006(平成18)年、2009(平成21)年の2段階を経て、④は2009年までに、それぞれ施行されるが、①②については、公布の日から1年6月を超えない範囲、すなわち、2005(平成17)年11月までに施行されることになっている。

そこで、今後の検討に資するため、公判前整理手続と証拠開示に絞って、その概要と若干の問題点について述べる。

*条文は特に明記しない限り改正刑訴法

公判前整理手続

■公判前整理手続とは

公判前整理手続は、事件の争点及び証拠を整理するために行なわれるものであり、受訴裁判所が、「充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行なうため必要があると認めるとき」に、当事者の意見を聴き、この手続に付するか否かを決定する(316条の2)。

この公判前整理手続は、元々裁判員裁判制度のために不可欠なものとして導入され、裁判員裁判ではこの手続に付することが必要的(裁判員法49条)であるが、裁判員裁判以外の事件についても、任意的であるが適用される。

弁護側からすれば、この手続に付されることにより、証拠開示が受けやすくなるが、他方では争点整理に応じざるを得ないことになる。事件に応じて選択していくことが必要になろう。

この他、公判開始後の整理手続として期日間整理手続が新設されたが、その内容については、公判前整理手続の規定が準用されている(318条の28)。

■公判前手続で行なわれること

公判前手続では、

- ①訴因・罰条の明確化

- ②訴因・罰条の追加・変更等
- ③争点整理
- ④証拠調べ請求
- ⑤立証趣旨・尋問事項の明確化
- ⑥請求証拠に対する意見確認
- ⑦証拠決定
- ⑧証拠調べの順序・方法の決定
- ⑨証拠調べに関する異議の裁定
- ⑩証拠開示に関する裁定
- ⑪期日指定・変更等

を行なうことができる（316条の5）。

また、裁判員裁判においては、この手続で、

- ⑫鑑定手続実施決定

を行なうことができる（裁判員法50条）。

現行刑訴規則では、⑩⑫以外のものを第1回公判後の準備手続で行なうことができるとしており（刑訴規則194条の3）、手続を前倒したものである。従前の考え方からすれば、第1回公判前においては、裁判所が、証拠に触れることはもとより、当事者の主張を聴くことも、予断排除の原則に反するとの考え方が強かったが、予断は証拠に触れることにより生ずるものであって、主張を聴くこと自体は予断につながるものではないとの整理がなされたものと言えよう。ただし、後に述べるように、裁判所が証拠開示に関する裁定をなすにあたっては、インカメラ手続で証拠の提出を命じることが可能であり、例外的には、証拠に触れることもあることになる。

証拠決定にあたっては、事実の取調べが可能である。現行規則でも第1回公判手続後の準備手続で証拠決定をなし得ることは既に述べたとおりであるが、刑訴法44条2項は「決定又は命令をするについて必要がある場合には、事実の取調べをすることができる」と定めており、実際に準備手続で行なわれる例は少ないと思われるものの、法律的には可能である。しかし、運用の問題として、自白の任意性や違法収集証拠など証拠能力の有無に関する事実調べを公判前整理手続で行なうとすれば、証拠そのものに触れることにもなり、予断排除原則との関係で大いに問題がある。実際にも、証拠能力に関する事実調べと証明力に関する事実調べとは多くの場合分ち難いところであり、公判期日において行なわれるべきである。

■主張明示義務・証拠請求義務

公判前整理手続に付された事件については、証拠開示等の手続を経た上でのことであるが、弁護側に、「証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張」があるときは、裁判所及び検察官に明らかにする義務がある（316条の17）。ただし、この主張明示義務については、これに反したとしても、公判での主張が妨げられることはない。

しかし、公判前整理手続中に請求しなかった証拠については、「やむを得ない事由によって公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかったもの」を除き、公判期日で証拠調べを請求することができない。なお、職権で証拠調べをすることは妨げない（316条の32）。

このように、主張そのものに制限はないものの、証拠に裏付けられない主張は、無意味であり、結局のところ、公判での主張を予定している主張については、公判前整理手続において、程度はともあれ、主張しておくが必要になる。

このため、現在以上に、アリバイ潰しなどに留意することが必要になるし、アリバイ主張の前提として、犯行日時・場所につき求釈明等で検察側の主張を確定させておくことが必要になろう。場合によっては、証拠保全等の措置を採ることも必要になると思われる。

当然のことながら、被告人には、黙秘権・自己負罪拒否特権があり、公判での主張を予定しない場合や被告人との意思の疎通が困難なため公判期日での主張を「予定」することができない場合には、明示する義務はない。

■被告人の出席

公判前整理手続期日には、検察官・弁護人は必ず出席しなければならないが、被告人は本人が希望した場合に出席できるようになっている。裁判所が被告人に出席を求めることも可能である（316条の9）。

弁護人にとっては、被告人に経過を周知せしめる意味では被告人を出席させることが有意義であるが、他方で、黙秘権の告知はある（316条3項）ものの、実質上の被告人質問に晒されるおそれもあり、事案に応じた対処が必要になろう。

証 拠 開 示

■証拠開示の位置付け

従来の証拠開示は、訴訟指揮権に基づくものとして判例上認められてきたに過ぎず、しかも、極めて限定的にしか運用されてこなかったが、今回の改正によって、刑事法上権利性が付与され、その範囲も大幅に拡大した。証拠開示の目的は、主張明示義務や証拠調べ請求義務が課されることとなる公判前整理手続での争点整理の前提であるとともに、被告人の防御権を保障するものとして重要であり、かようなものとして位置付ける必要がある。

手続は、

- ① 検察官の証明予定事実陳述書の提出と証拠請求 (316条の13)
- ② 検察官請求証拠の開示 (316条の14)
- ③ 類型証拠開示 (316条の15)
- ④ 弁護側の証拠意見 (316条の16)
- ⑤ 弁護側の争点の明示と証拠請求 (316条の17)
- ⑥ 弁護側の証拠開示 (316条の18)
- ⑦ 検察官の証拠意見 (316条の19)
- ⑧ 主張関連証拠開示 (316条の20)

という順で進むことになる。

■類型証拠開示

類型証拠開示は、証拠物、検証調書・実況見分調書、鑑定書、被告人や証人予定者の供述録取書等一定の類型に該当する証拠で、「特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められる」ものについての開示制度である (316条の15)。弁護人の請求に基づき、検察官は、「その重要性の程度その他被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生ずるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるとき」に、開示しなければならない。

この開示は、元々、防御の準備にとって重要であり、かつ開示に伴う弊害が乏しいと考えられる証拠類型につき、弁護側の争点明示に先立ってなされる、事前開示である。

弁護人としては、証拠の類型・識別要素 (例えば、

検察官請求証人Aの供述録取書で未開示のもの) と「重要性」を明らかにして請求することになる。

この「重要性」とは、「特定の検察官請求証拠の証明力を判断」する上でのものであり、元々重要なものが類型化されているのであるから、多くの場合、特定の検察官請求証拠との関連性が示されれば足りることになる。例えば、上例で言えば、「供述の経過を把握することがその信用性を判断する上で重要である」と述べればよいことになる。

検察官は、相当性の判断をなすことになるが、裁判所の裁定や即時抗告における判断の実効性を担保するためにも、不相当とするときには、その理由を具体的に示す運用を確立する必要があるだろう。

■争点関連証拠開示

争点関連証拠開示は、弁護側が明らかにした「証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張」に関連すると認められるものについての開示制度である (316条の20)。弁護人の請求に基づいて行なわれ、検察官の拒否事由は、「重要性の程度」に代えて「関連性の程度」とされている外、同様である。

弁護人としては、開示請求証拠の識別要素と関連性その他の必要性を示せばよい。

この制度では、例えば捜査報告書など類型開示での類型にあたらぬ証拠についても開示請求が可能である。

■証拠開示請求に対する裁判所の裁定

弁護側の開示請求に検察側が応じない場合には、裁判所に裁定を求めることができるし、この決定に対しては即時抗告が可能である (316条の26)。

裁判所の裁定の対象は、検察官の判断の相当性ではなく、証拠開示そのものの要否であって、この判断のため、証拠そのものの提示や、証拠の標目を記載した一覧表の提示を命じ、証拠開示要件があるか否かを判断する。ただし、この提示を受けた証拠や一覧表については、何人にも閲覧・謄写をさせることができないとされている (316条の27)。